

平成30年度サービス第三者評価結果（公益社団法人 全国有料老人ホーム協会）

法人名	株式会社 生活科学運営	ホーム名	ライフハウス京都醒ヶ井	ID	3022
	評価機関	京都府認知症グループホーム協議会	評価日	平成30年10月10日	

スケールNo.	自己評価	機関評価	スケールNo.	自己評価	機関評価	スケールNo.	自己評価	機関評価
1.1.1	B	A	2.3.3	A	A	6.1.2	A	A
1.1.2	A	A	2.3.4	A	A	6.1.3	非該当	非該当
1.1.3	A	A	2.3.5	A	A	6.2.1	非該当	非該当
1.1.4	A	A	2.3.6	A	A	6.2.2	非該当	非該当
1.2.1	A	A	2.3.7	非該当	非該当	6.2.3	非該当	非該当
1.2.2	A	A	2.3.8	非該当	非該当	6.2.4	非該当	非該当
1.2.3	A	A	2.3.9	A	A	6.2.5	非該当	非該当
1.3.1	A	A	2.3.10	A	A	6.2.6	非該当	非該当
1.3.2	A	A	2.3.11	A	A	6.2.7	非該当	非該当
1.3.3	A	A	2.4.1	A	A	6.2.8	C	B
1.4.1	B	B	2.4.2	A	A	6.2.9	A	A
1.4.2	A	A	2.4.3	A	A	6.3.1	非該当	非該当
1.4.3	A	A	2.4.4	A	A	6.3.2	B	B
1.4.4	A	A	2.4.5	A	A	6.3.3	C	C
1.4.5	A	A	2.4.6	A	A	7.1.1	B	B
1.4.6	A	A	3.1.1	A	A	7.1.2	A	A
1.4.7	A	A	3.1.2	A	A	7.2.1	B	B
1.4.8	A	A	3.1.3	B	B	7.3.1	非該当	非該当
1.5.1	A	A	3.1.4	B	B	7.3.2	非該当	非該当
1.5.2	A	A	3.1.5	非該当	非該当	7.3.3	C	C
1.5.3	A	A	3.1.6	A	A	7.3.4	非該当	非該当
2.1.1	A	A	3.1.7	A	A	7.4.1	非該当	非該当
2.1.2	B	A	4.1.1	A	A	7.4.2	非該当	非該当
2.2.1	A	A	4.1.2	A	A	7.4.3	非該当	非該当
2.2.2	A	A	4.1.3	A	A	7.4.4	非該当	非該当
2.2.3	A	A	4.1.4	A	A	7.4.5	C	C
2.2.4	A	A	4.2.1	A	A	7.5.1	非該当	非該当
2.2.5	A	A	4.2.2	A	A	7.5.2	非該当	非該当
2.2.6	C	B	5.1.1	C	B	7.5.3	B	B
2.2.7	A	A	5.1.2	A	A	7.5.4	非該当	非該当
2.2.8	A	A	5.2.1	C	C	7.5.5	非該当	非該当
2.2.9	A	A	5.2.2	A	A	7.5.6	B	B
2.2.10	A	A	5.2.3	A	A	7.5.7	A	A
2.2.11	A	A	5.2.4	A	A	7.6.1	B	A
2.3.1	非該当	非該当	5.2.5	非該当	非該当	7.6.2	A	A
2.3.2	非該当	非該当	6.1.1	非該当	非該当	7.6.3	A	A

評価機関所見

◆優れた取り組みと思われる点	
スケルNo.	所 見
1-1-2	<p>株式会社社長谷エグループと資本提携にある「株式会社生活科学運営ライフハウス京都醒ヶ井」は、高齢期の元気な方の自由で自立した住まいと暮らしを支えている。公益法人全国有料老人ホーム協会の「自主行動基準」に基づき、老人ホーム事業者が、遵守すべき法令や規範、倫理などを盛り込んだ「企業倫理規定」「法令遵守規程」を策定している。「経営会議・リスク予防推進会議」で評価・検討した内容を「コンプライアンス通信」で法人職員に周知している。また、「法人経営層」、「各事業所ハウス長」「ホーム入居者・ハウス長・事業所リーダー職／看護職・栄養士・生活コーディネーター」「一般職員」等が、「経営会議」、「エリア会議」、「運営懇談会」、「フロントミーティング」等で、定期的に自主行動基準の遵守に関する評価・検討を重ねている。また、「コンプライアンス研修」「倫理及び法令順守」の研修、ケーススタディ「不正・不祥事などを起こさない」等の職員研修を実施している。経営責任者から非常勤職員に至るまで「自主行動基準」を指針とした経営の透明性の確保、経営における社会的責任に関するコンプライアンスの推進、職員意識の向上に向けた研修等に取り組んでいる。</p>
2-3-4	<p>ホームサービスへの希望や満足度の把握に努めている。入居6か月を経過した時点で、入居相談員が入居者ひとり一人から、ホームサービスに対する意見や要望などを聞き取り、環境・イベント・サークル活動・体調・食事・スタッフへの満足度等のアンケート調査を行っている。調査の結果を「経過と満足度調査票」にまとめ、運営懇談会で家族・本人、職員等に開示し、「入居者の声」としてホームページでも公表している。入居者は運営懇談会の運営に参画している。「サークル」活動の新規立ち上げ・運営等は、入居者の自主運営型をモットーにしている。食事に関しては、「食事アンケート調査」等で、栄養士が入居者の嗜好を把握し、メニューに活かしている。毎月1日に京都の風習を大切に「赤飯」を提供し、厨房の定期清掃日に寿司の出前を取る等、京都ならではの暮らしを支援している。入居者一人ひとりのニーズに応え、自由な生活を見守っている。</p>
2-4-5	<p>「緊急時対応マニュアル・非常用保存食及び非常用備品リスト」に基づいて、自然災害（火災・風水害・地震など）への対応策を具体的に講じている。入居者と職員の3日分の食料の備蓄、災害時必需品の整備・消防設備機器などの定期点検等を行い、職員研修「緊急時対応勉強会」や防災計画に沿った年2回の防災訓実施訓練を行っている。エレベーターに「地震感知管制運転システム」を搭載し、地震発生時の安全性の確保に努めている。エレベーター内に入居者等が閉じ込められた場合を想定し、エレベーター内の座椅子の下に「水・食品・カイロ・ブランケット・簡易トイレ等」を常置している。運営懇談会で緊急時対応に関する学習会「エレベーターの運行に関して」を開催している。遠隔監視センター等を設置し、点検業者による非常電話の作動、非常照明の点灯等を確保している。</p>
3-1-3	<p>法人「生活科学運営」の理念に基づき、入居者の主体性を尊重した参加型の入居者安否確認の仕組みがある。ホーム玄関に備えた部屋番号を記した【お元気ボード】に、入居者一人一人が、赤（在室）と青（外出）のマジックピンを貼り、ホーム側に自分の居場所（行動）を明らかにしている。職員は、午前10時に【お元気ボード】で入居者の居場所を確認している。マジックピンの動きが無い場合は、居室への電話や訪室で状況を確認している。居室のトイレ・浴室等3か所に緊急連絡用の機器を設置し、入居者に緊急連絡機器（携帯）を提供している。また、宅配の配達員が入居者の安否確認の役割を担う等、居室内にリズムセンサーやドアチェッカー等の機器を設置せず、入居者に係る地域の人たちも含めて、入居者のプライバシーの保護と自立支援に向けた見守り支援を行っている。</p>
3-1-6	<p>ホーム内の食堂（多目的室兼用）・ラウンジ・サークル室・図書室・談話室・屋上等などが、入居者が自主管理の下で、自由にくつろぎ、つながりを育む空間となっている。多目的室では、TVやDVD鑑賞、コーラス、ヨガ、各種のイベント、地域交流等が行われ、サークル室では、お茶・書道・手芸・ヨガなどのカルチャー教室や麻雀などの趣味活動が行われている。サークル活動は「サークル活動・日程表」を参加住民と作成し、入居者主体で運営している。地区の包括支援センター主催の介護予防体操「ほっこり」に場を提供している。図書室の書籍類は全て利用者の持ち寄りであり、整備や貸し出し等の管理も入居者が行っている。サークル室には利用者の作品（手芸品や絵画・書道等）が展示してある。屋上庭園は入居者が全て手入れしている。京都の夏の風物詩「送り火」を家族や近隣の住民と一しょに観賞する等、京都の伝統・文化・歴史を楽しんでいる。企業理念「地域コミュニティを創造する」や、3つのハウス運営「科学的に改善・自律的な暮らし・参加型の運営」の実現に向けた取り組みが伺えた。</p>

◆さらに取り組むことで、より質の向上が可能と考えられる点

スケールNo.	所 見
1-4-1	<p>階級別年間教育計画に基づき、法人主催の職員育成に向けた「マネジメント」「リーダー」「社員研修」等の研修や外部主催の研修に、正規・非正規ともに参加している。また、月例の「フロントミーティング」で、全ての常勤職員が、高齢者虐待防止・認知症ケア・事故予防・感染症予防・リスク予防管理・接遇などの勉強会を開いている。「研修参加報告書」の提出を義務付け、学習の成果を職員間で共有している。さらなるホームの質の向上には、正規・非正規職員一人一人の経験や技能レベルに応じた研修計画の策定と実施が望まれる。ホーム長が年2回実施している、「職員業務評価個人面談」や「目標シート・自己評価」の結果を、職員一人一人の課題の明確化、個人別研修計画の策定、研修の実施に活かすことが出来ると考える。</p>
2-2-6	<p>ハウスの重要事項説明書で、介護保険給付が必要になってきた時、入居一時金免除で同法人の「特定施設」に住み替えが出来ることを周知している。ハウス入居時点で、特定施設の利用の要望があった利用者には、重要事項説明書を交付している。ハウスでの生活の途中で徐々に衰え、日常生活が不自由になり不安を感じる入居者に対して、時折、運営懇親会などで「特定施設」の重要事項説明書などを用いて具体的に説明することが、入居者の安心感につながると考える。</p>